

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の目的

地方自治法の一部改正により、地方公共団体の歳入の納付方法の一つである指定代理納付者制度（クレジットカード決済に対応）に代えて、指定納付受託者制度が導入されました。新制度は、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的としています。

この地方自治法の一部改正に伴い、水道料金及び下水道使用料の納付について、指定代理納付者に関する規定を指定納付受託者に関する規定に改めるものです。

2 改正の概要

水道料金及び下水道使用料の納付方法の規定中「地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」を「地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」に改めるものです。

指定納付受託者とは、納付者の委託を受けて納付に関する事務を行うことができるとして市が指定した者で、クレジットカード会社や決済代行会社などがこれにあたります。

3 施行期日

令和4年1月4日